

宿毛市空き家バンク登録奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宿毛市空き家バンク実施要綱（平成29年宿毛市告示第18号。以下「実施要綱」という。）の規定に基づく宿毛市空き家バンク制度（以下「空き家バンク」という。）への空き家の登録を促進することを目的として、予算の範囲内において交付する宿毛市空き家バンク登録奨励金（以下「奨励金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 実施要綱第4条第2項の規定より空き家バンクに登録された物件をいう。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権又は賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 移住者 高知県内に住所を有していない者又は高知県外から転入し現在宿毛市に住所を有しており、かつ、高知県内に住所を有して1年を経過しない者をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の対象となる者は、平成30年4月1日以後に空き家バンクに物件登録した空き家の所有者であって、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合とする。

- (1) 継続して3年以上空き家バンクに登録する者
- (2) 空き家のうち、次に掲げる条件のいずれも満たすもの
 - ア 移住者専用に貸し出し、建物面積が35㎡以上の空き家
 - イ 住宅改修を必要としない空き家
 - ウ 1月あたりの家賃が3万円以下の空き家
 - エ 事故物件でない空き家
- (3) 別表に掲げるいずれかに該当しない者

(奨励金の額等)

第4条 奨励金の額は、空き家バンク登録物件1件につき3万円とする。

2 奨励金の交付は、登録物件1件に対して1回限りとする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空き家バンク登録奨励金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次の各号に

掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 実施要綱第4条第3項に規定する空き家バンク登録完了書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出は、空き家バンクに登録した日から起算して3月を経過する日又は登録した日の属する年度の3月末日のいずれか早い日を期限とする。ただし、提出の遅延にやむを得ない事由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、申請者に係る第3条各号に掲げる要件を審査し、交付すると決定したときは、空き家バンク登録奨励金交付決通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定に際し、奨励金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(奨励金の請求)

第7条 前条第1項の規定により奨励金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、奨励金の交付を請求しようとするときは、空き家バンク登録奨励金交付請求書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、交付決定者が、空き家バンクに登録した日から3年を経過する日までの間において次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨励金の交付決定を取り消すとともに、既に交付している奨励金があるときは、当該奨励金について、期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 実施要綱第7条の規定により空き家登録を抹消されたとき。

(2) 第3条の要件に該当しなくなったとき、又は虚偽の申請その他不正行為があったことが明らかとなったとき。

(3) 自己の利益のために当該空き家を利用したとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

- 1 暴力団（宿毛市暴力団排除条例（平成23年宿毛市条例第3号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財政上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。